

諮 問 書

18企第46号
平成18年8月31日

会津若松市総合計画審議会長 様

会津若松市長 菅 家 一 郎

会津若松市総合計画について（諮問）

会津若松市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、本市の総合計画を別紙のとおり策定することについて、貴審議会の意見を求めます。

答 申 書

平成18年11月1日

会津若松市長 菅 家 一 郎 様

会津若松市総合計画審議会
会 長 大 橋 寛 一

会津若松市総合計画について（答申）

平成18年8月31日付け18企第46号で諮問のありました標記の件につきまして、会津若松市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得たので答申します。

答 申

わが国の総人口が減少に転じ、少子高齢化もますます進行するなど、社会情勢が大きく変化し、地方としてのあり方が問われるなかで、本市は市町村合併という道を選択いたしました。

この合併を契機に、本市は、かけがえのないふるさと「会津」を誇りとし、市民一人ひとりにとって魅力あふれるまちづくりを進め、会津地方の中心都市として、地域を牽引することが求められています。

このような中で、当審議会に諮問された第6次長期総合計画原案は、合併後の新会津若松市の市政運営の指針となるものであることから、審議にあたっては、将来にわたって夢と希望をもち、安心して日々暮らしていけるために、これからのまちづくりはどうあるべきかを中心に、諮問された原案について慎重に検討を重ねてまいりました。

その結果、本計画は、

1. 合併した北会津地域と河東地域に配慮しつつ、新たな枠組みにおける将来像や目標を明確に示していること。
2. 現下の社会経済情勢に的確に対応して重点的に取り組むべき政策や基本的な政策を構築していること。
3. 計画の目標を示し、実効性を担保するため、基本施策ごとに指標を設定していること。

などから、当審議会といたしましては、計画の内容を適切であると認めるものであります。なお、別紙「附帯意見」につきましても十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

今後は、本計画実現のため、市民との協働をさらに推進し、積極的かつ効果的な施策の展開を図りながら、本計画が掲げる新会津若松市の将来像の実現に向け努力されるよう切望するものであります。

【 附 帯 意 見 】

1. 計画の期間

市政運営上、長期的なビジョンは必要であり、総合計画に基づき個別の計画が体系化されるため、その方向性を示すために10年という期間は適当であると考えます。ただし、時代の変遷は早いので、常に計画の進捗状況の把握に努め、必要に応じて計画の見直しも検討されたい。

2. 会津らしい歴史や自然がいきづくまちづくりの推進

豊かな自然や歴史的な建造物など、会津らしさを感じさせるまちなみを大切に守り、育てるとともに、中心市街地の活性化や、歩いて暮らせるまちづくりに積極的に取り組まされたい。

3. 将来を担う子どもたちの育成

まちの活力を創り出していくのは「人」であり、将来の会津若松市を担う子どもたちを大切に育てていくために、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや青少年の健全育成に積極的に取り組まされたい。

4. 雇用の確保

長引く景気の低迷などにより、本市の雇用情勢は依然として厳しい状況にあり、人口の減少に歯止めをかけるためにも、企業誘致などによる雇用の確保に積極的に取り組まされたい。

5. 災害に強いまちづくりの推進

近年、大規模な災害が全国で相次いで発生しているが、ひとたび災害が発生すればその被害は甚大であるため、市民が安全で安心して日々暮らしていけるよう、災害に強いまちづくりに積極的に取り組まされたい。

6. 市民との協働のより一層の推進

計画の目標を達成するためには、行政だけでなく市民が果たすべき役割も重要であるため、行政と市民との協働のより一層の推進に向け、市民の参加を促すためのシステムづくりに積極的に取り組まされたい。

7. ユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくりの推進

ユニバーサルデザインの理念に基づき、はじめから、すべての人にとって障壁のない社会を築いていくことは、今後のまちづくりにおいて重要であるため、積極的に取り組まされたい。

8. 各種指標

今回、新たな試みとして、基本施策ごとに指標を設定されたことは評価するが、施策の目標と連動するような指標の内容やその目標値の設定について、今後さらに研究・検討に努められたい。

9. 職員の資質向上

住民のニーズが多様化、高度化するなかで、地方分権の進展に的確に対応し、市民の満足度を向上させるためにも、職員の資質の向上に一層努められたい。